

妻沼中央地区地区計画

当初決定年月日 平成8年 1月 1日
最終変更年月日 平成29年8月 1日

名 称		妻沼中央地区地区計画
位 置		熊谷市妻沼中央の全部
面 積		約9.8ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本区域は、組合施行の妻沼中央土地区画整理事業地であり、西側に国道407号が接し、旧妻沼町中心市街地より西に約0.7kmの位置にある。 区画整理事業による基盤整備の効果や良好な住宅地としての環境が損なわれることのないよう市街地形成を誘導し、併せて居住環境の保全を図るものとする。
	土地利用の方針	本区域は、住宅の高密度利用を図るべき街区を主体とする。 ただし、区域北端は隣接する既存の住宅団地との一体的な住環境の保全を図るため低層住宅地とし、国道407号沿線は沿道としての地域にふさわしい施設の誘導を図るものとする。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により計画的に整備された道路、公園等の機能、環境が損なわれないよう維持保全を図るものとする。
	建築物等の整備方針	居住環境の悪化を防ぐため、敷地面積の最低限度、建築物等の意匠制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	1 次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ナイトクラブその他これらに類するもの
	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡ ただし、地区計画策定時に当該規定に適合しない土地について、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の壁面、屋外広告物は、周辺地域との調和を図るため、刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
区域及び地区整備計画区域は、計画図に表示のとおり		

